



山形県公報

平成20年6月10日(火)
第1949号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                        |                   |     |
|----------------------------------------|-------------------|-----|
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....        | (最上総合支庁福祉課) ...   | 829 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....      | (同) ...           | 830 |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....       | (置賜総合支庁福祉課) ...   | 同   |
| 県営土地改良事業計画の決定.....                     | (最上総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                    | (置賜総合支庁農村計画課) ... | 831 |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                    | (同) ...           | 同   |
| 山形県組合施行土地区画整理事業費補助金交付規程の一部を改正する規程..... | (都市計画課) ...       | 832 |
| 土地区画整理組合の定款の変更の認可.....                 | (同) ...           | 855 |
| 開発行為に関する工事の完了.....                     | (村山総合支庁建築課) ...   | 同   |

### 海区漁業調整委員会関係

### 告 示

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 定置漁業の免許内容に対する公聴会の開催..... | 同 |
|--------------------------|---|

### 公 告

|                      |                 |     |
|----------------------|-----------------|-----|
| 特定調達契約に係る落札者の公告..... | (情報企画課) ...     | 856 |
| 大規模小売店舗の新設の届出.....   | (商業経済交流課) ...   | 857 |
| 指定管理者の募集.....        | (建築住宅課) ...     | 858 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....    | (置賜総合支庁建築課) ... | 860 |
| 指定管理者の募集.....        | (教育委員会) ...     | 863 |
| 同.....               | (同) ...         | 同   |
| 一般競争入札の公告.....       | (公安委員会) ...     | 864 |
| 同.....               | (同) ...         | 866 |
| 同.....               | (同) ...         | 867 |

## 告 示

山形県告示第566号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年6月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                  | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地          |             | 変更年月日      |
|--------------------------------------|-----------|----------------------|-------------|------------|
|                                      |           | 変更前                  | 変更後         |            |
| 有限会社戸沢観光タクシー<br>最上郡戸沢村大字古口字古口348番地の8 | 福祉用具貸与    | アインクサービスはっぴい-Assist  | はっぴい-Assist | 平成20. 5. 1 |
|                                      |           | 最上郡戸沢村大字古口字古口348番地の8 |             |            |
| 有限会社戸沢観光タクシー<br>最上郡戸沢村大字古口字古口348番地の8 | 特定福祉用具販売  | アインクサービスはっぴい-Assist  | はっぴい-Assist | 同          |
|                                      |           | 最上郡戸沢村大字古口字古口348番地の8 |             |            |

## 山形県告示第567号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年6月10日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                | 介護予防サービスの種類  | 事業所の名称及び所在地          |             | 変更年月日      |
|--------------------------------------|--------------|----------------------|-------------|------------|
|                                      |              | 変更前                  | 変更後         |            |
| 有限会社戸沢観光タクシー<br>最上郡戸沢村大字古口字古口348番地の8 | 介護予防福祉用具貸与   | アインクサービスはっぴい-Assist  | はっぴい-Assist | 平成20. 5. 1 |
|                                      |              | 最上郡戸沢村大字古口字古口348番地の8 |             |            |
| 有限会社戸沢観光タクシー<br>最上郡戸沢村大字古口字古口348番地の8 | 特定介護予防福祉用具販売 | アインクサービスはっぴい-Assist  | はっぴい-Assist | 同          |
|                                      |              | 最上郡戸沢村大字古口字古口348番地の8 |             |            |

## 山形県告示第568号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年6月10日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地  | 事業所の名称及び所在地            | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日      |
|-------------------------------|------------------------|----------------|------------|
| 有限会社なごみの部屋<br>米沢市福田町二丁目3番169号 | なごみ~る<br>米沢市大町三丁目6番39号 | 自立訓練<br>(機能訓練) | 平成20. 6. 2 |

## 山形県告示第569号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営上野地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月10日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営上野地区土地改良（経営体育成基盤整備）事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所

新庄市役所

3 縦覧に供する期間

平成20年6月10日から同年7月8日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表するものは、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東置賜郡二井宿土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年6月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所                  |
|----------|---------|----------------------|
| 理 事      | 黒 田 陽 一 | 東置賜郡高畠町大字二井宿1968 - 1 |
| 同        | 佐 藤 秀 一 | 同 5946 - 4           |
| 同        | 大 浦 市 男 | 同 4260 - 9           |
| 同        | 高 梨 耕 一 | 同 1990               |
| 同        | 大 浦 健 一 | 同 980                |
| 同        | 齋 藤 碩 夫 | 同 134 - 3            |
| 監 事      | 堀 内 貞 夫 | 同 5958               |
| 同        | 後 藤 征 勝 | 同 1682               |
| 同        | 長 沢 光 一 | 同 1904               |

山形県告示第571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東置賜郡二井宿土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成20年6月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所                  |
|----------|---------|----------------------|
| 理 事      | 佐 藤 秀 一 | 東置賜郡高畠町大字二井宿5946 - 4 |

|    |      |   |          |
|----|------|---|----------|
| 同  | 中川利夫 | 同 | 5471     |
| 同  | 島津久  | 同 | 4648     |
| 同  | 大浦良一 | 同 | 2317     |
| 同  | 大浦幸雄 | 同 | 3955 - 2 |
| 同  | 佐々木一 | 同 | 1166 - 1 |
| 同  | 安達輝幸 | 同 | 1692     |
| 監事 | 堀内貞夫 | 同 | 5958     |
| 同  | 市川政志 | 同 | 5424     |
| 同  | 後藤征勝 | 同 | 1682     |

## 山形県告示第572号

山形県組合施行土地区画整理事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年6月10日

山形県知事 齋藤 弘

山形県組合施行土地区画整理事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県組合施行土地区画整理事業費補助金交付規程（昭和46年12月県告示第1709号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県土地区画整理事業費補助金交付規程

第1条中「第3条第2項」を「第3条第2項並びに第3条の2第1項及び第2項」に、「(以下「組合」を「又は独立行政法人都市再生機構(以下「組合等」に改め、「(以下「事業」という。))」を削り、「組合に」を「当該組合等に」に、「について」を「に関し」に改める。

第2条第1項中「に掲げる要件のすべてに該当する」を「のいずれにも該当する土地区画整理事業であつて、次条の規定により算定された補助金の額が3億円以上の」に改め、同項第1号中「組合が法第3条の5の規定に基づき」を「組合等が法第3条の4の規定により」に、「もの」を「土地区画整理事業」に改め、同項第2号中「施行地区界と人口集中地区界との直近の距離が1キロメートル以内の事業又は施行地区内に国道若しくは県道を含む事業にあつては、5ヘクタール」を「官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口集中地区(以下「人口集中地区」という。)に係る地区又は人口集中地区に隣接する区域に存する地区(以下「人口集中地区等」という。)にあつては、2ヘクタール」に改め、同項第3号中「含む」を「含む地区である」に改め、同項第4号中「事業」を「当該土地区画整理事業」に改め、同項第5号中「施行地区の」を「土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業で施行地区の」に、「都市計画において定められた道路で」を「都市計画道路(広場を含む。以下同じ。)のうち」に、「以上の」を「(人口集中地区等内の都市計画道路にあつては、8メートル)以上の」に、「総事業費」を「当該土地区画整理事業の総事業費」に改め、同条第2項中「組合」を「組合等」に改める。

第3条中「総事業費」を「土地区画整理事業の総事業費」に改め、「の各号」を削り、同条第3号中「国道及び河川等の」を削り、同条第5号中「組合の収入金で事業費に充てることができる」を「これに準ずる」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 補助対象の範囲は、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第63条第1項各号に掲げる費用の範囲で、別に定めるものとする。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 補助金交付申請額表(別記様式第1号)
- (2) 補助事業計画書(別記様式第2号)
- (3) 事業費内訳表
  - イ 費目別内訳表(別記様式第3号)
  - ロ 事務費内訳表(別記様式第4号)

第5条第1項第1号中「補償費」を「補償費、機械器具費、営繕費」に改め、同条第2項中「変更以外」を「もの以外」に改め、同条に次の2項を加える。

3 規則第7条第1項各号の規定により知事の承認又は指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出するものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとする場合 補助金交付決定変更申請書(別記様式第5号)及び前条第3号に定める事業費内訳表
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業完了予定期日を変更しようとする場合 補助事業の完了予定期日変更報告書(別記様式第6号)
- (3) 補助事業の遂行が困難となつた場合 補助事業の遂行が困難となつた理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類

4 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料(以下「備品等」という。)が残存するときは、知事の承認を得て翌年度以後の補助事業に継続的に使用する場合を除き、当該備品等の残存価額を県に納付すべきこと。
- (2) 補助事業が完了した場合において、補助事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価額を補助金の額から控除することがあること。
- (3) 補助金について、組合等の収支予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておくべきこと。

第8条中「、知事」を「知事」に、「所轄する総合支庁」を「所管する総合支庁長」に改め、同条を第9条とする。

第7条に次の1項を加える。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記様式第10号)及び第4条第3号に定める事業費内訳表を知事に提出しなければならない。

第7条を第8条とする。

第6条中「補助金の」を「補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の」に、「まで」を「のいずれか早い日」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 補助事業完了実績報告総括表(別記様式第8号)
- (2) 補助事業完了実績報告書(別記様式第9号)
- (3) 第4条第3号に定める事業費内訳表

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(状況報告書)

第6条 補助事業状況報告書は、補助金の交付の決定に係る年度の10月末日現在の状況を記載した補助事業実施状況調査(別記様式第7号)を添付して翌月10日までに提出するものとする。

別記様式第1号から別記様式第6号までを次のように改める。

## 様式第1号 補助金交付申請額表

## 年度補助金交付申請額表

補助事業者名  
(単位：千円)

| 番号 | 事業名 |  | 補助金額 | 摘要 |
|----|-----|--|------|----|
|    | 合計  |  |      |    |

(備考) 事業名は、左欄に県の事業名、右欄に国庫補助事業等名を次のように記載すること。

- (1) 県の事業名 = 「居住環境整備事業」
- (2) 国庫補助事業等名
- イ 土地区画整理事業国庫補助金 = 「通常費」
  - ロ 地方道路整備臨時交付金 = 「交付金」
  - ハ 連続立体交差関連公共施設整備事業 = 「連立関公」
  - ニ 住宅市街地基盤整備事業 = 「住宅基盤」
  - ホ 地方特定道路整備事業 = 「地方特定」

様式第2号 補助事業計画書

年度補助事業計画書（交付申請）

（単位：千円）

番号

| 補助事業の名称 / 目的及び内容   |  | 補助金の算出方法                  |  |
|--------------------|--|---------------------------|--|
| 事業名                |  | 総事業費<br>(C)               |  |
| 箇所名                |  | 控除額<br>(D)                |  |
| 工事施工数量<br>及び業務内容等  |  | 補助基本額<br>(E) = (C) - (D)  |  |
|                    |  | 県事務費<br>(F)               |  |
| 物件移転戸数等            |  | 補助金額<br>(G) = (E) - (F)   |  |
|                    |  | 事務費の算出方法                  |  |
| 事業完了予定期日           |  | 事務費<br>(B)                |  |
| 経費の配分              |  | 県事務費<br>(F)               |  |
| 本工事費               |  | 組合等事務費<br>(H) = (B) - (F) |  |
| 附帯工事費              |  | 組合等事務費限度額<br>(I)          |  |
| 測量及び試験費            |  | 摘 要                       |  |
| 補償費                |  |                           |  |
| 機械器具費              |  |                           |  |
| 営繕費                |  |                           |  |
| 換地諸費               |  |                           |  |
| 工事費計<br>(A)        |  |                           |  |
| 事務費<br>(B)         |  |                           |  |
| 補助事業費<br>(A) + (B) |  |                           |  |

- （備考）
- 1 事業名は、国庫補助事業等名を別記様式第1号の記載要領に準じ記載すること。
  - 2 補助基本額をこえた額で事業を実施する場合は、総事業費と補助基本額との差額を「控除額」欄に記載すること。なお、この場合には、「経費の配分」欄に別途費と補助事業費との合計額を上段（ ）書で記載し、「摘要」欄に控除額の説明を記載すること。
  - 3 事務費限度額の算定式を「摘要」欄に記載すること。

様式第3号 費目別内訳表

- (注) 1 様式は、提出する申請書等の別（交付申請、交付決定の変更、実績報告、概算払請求）に次のとおりとする。
- 2 本表の各欄で様式7-2と同じものの記載は、同表の記載要領に準ずること。
- 3 本表には、別に定める積算資料等及び図面を添付すること。ただし、積算資料等の添付は、他の補助事業費と合算したもので、積算資料等を他の補助事業の費目別内訳表に添付した場合は不要とし、「摘要」欄にその旨を記載すること。

費目別内訳表（交付申請）

| 番号     |                     | 事業名           |     | 箇所名         |            | 費目 |  |
|--------|---------------------|---------------|-----|-------------|------------|----|--|
| (単位：円) |                     |               |     |             |            |    |  |
| 番号     | 工事名、委託名、<br>補償対象者名等 | 施工内容及<br>び数量等 | 設計額 | 契約予定<br>年月日 | 完了予定<br>期日 | 摘要 |  |
|        |                     |               |     |             |            |    |  |
|        |                     |               |     |             |            |    |  |
|        |                     | 計             |     | /           |            |    |  |

(備考) 別途費があるものは、「摘要」欄に別途費の説明を記載すること。

費目別内訳表（交付決定の変更）

| 番号     |                     | 事業名           |     | 箇所名             |                | 費目 |  |
|--------|---------------------|---------------|-----|-----------------|----------------|----|--|
| (単位：円) |                     |               |     |                 |                |    |  |
| 番号     | 工事名、委託名、<br>補償対象者名等 | 施工内容及<br>び数量等 | 設計額 | 契約年月日<br>〔契約予定〕 | 完了期日<br>〔完了予定〕 | 摘要 |  |
|        |                     |               |     |                 |                |    |  |
|        |                     |               |     |                 |                |    |  |
|        |                     | 計             |     | /               |                |    |  |

- (備考) 1 最終交付決定設計から変更のないものは、「摘要」欄にその旨記載すること。
- 2 最終交付決定設計から変更のないものは、積算資料等の添付は不要である。
- 3 別途費があるものは、「摘要」欄に別途費の説明を記載すること。



費目別内訳表（実績報告）

| 番号     | 事業名             | 箇所名       | 費目  |        |        |    |
|--------|-----------------|-----------|-----|--------|--------|----|
| （単位：円） |                 |           |     |        |        |    |
| 番号     | 工事名、委託名、補償対象者名等 | 施工内容及び数量等 | 精算額 | 受入済対象額 | 精算払対象額 | 摘要 |
|        |                 |           |     |        |        |    |
|        |                 |           |     |        |        |    |
|        |                 |           |     |        |        |    |
|        |                 | 計         |     |        |        |    |

（備考）別途費があるものは、「摘要」欄に別途費の説明（精算払対象額のもの）を記載すること。

費目別内訳表（概算払請求）

| 番号     | 事業名             | 箇所名       | 費目    |      |        |      |   |    |
|--------|-----------------|-----------|-------|------|--------|------|---|----|
| （単位：円） |                 |           |       |      |        |      |   |    |
| 番号     | 工事名、委託名、補償対象者名等 | 施工内容及び数量等 | 精算見込額 | 契約済額 | 概算払対象額 |      |   | 摘要 |
|        |                 |           |       |      | 受入済    | 今回請求 | 計 |    |
|        |                 |           |       |      |        |      |   |    |
|        |                 |           |       |      |        |      |   |    |
|        |                 |           |       |      |        |      |   |    |
|        |                 | 計         |       |      |        |      |   |    |

（備考）1 今回請求対象のものは、「摘要」欄にその支出の種別（前金払、部分払、完成払等）を記載すること。

2 別途費があるものは、「摘要」欄に別途費の説明（今回請求対象額のもの）を記載すること。

## 様式第4号 事務費内訳表

## 事務費内訳表( )

| 番号 | 事業名 | 箇所名 |
|----|-----|-----|
|----|-----|-----|

(単位:円)

|        |      | 設計額 | 精算(又は<br>精算見込)額 | 備考 |
|--------|------|-----|-----------------|----|
| 組合等事務費 |      |     |                 |    |
| 人件費    |      |     |                 |    |
| 旅費     | 普通旅費 |     |                 |    |
|        | 日額旅費 |     |                 |    |
| 庁費     | 食糧費  |     |                 |    |
|        | その他  |     |                 |    |

(備考) 1 表題右の( )には、提出する申請書等の別に、それぞれ「交付申請」、「交付決定の変更」、「実績報告」又は「概算払請求」と記載すること。

2 (交付申請)又は(交付決定の変更)の場合には、「精算(又は精算見込)額」欄は不要である。

## 様式第5号 補助金交付決定変更申請書

様式5 - 1

番 号  
年 月 日

山形県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名 印

## 年度山形県土地区画整理事業費補助金交付決定変更申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった標記補助事業について、交付決定の内容等を次のとおり変更したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により、承認されるよう申請する。

| 番号 | 事業名 | 今回変更<br>事 項 | 変更申請の<br>主たる理由 |
|----|-----|-------------|----------------|
|    |     |             |                |

- （備考）1 本様式に様式5 - 2及び様式5 - 3を合わせたものが申請書である。  
ただし、経費の配分又は内容の変更に係るものについては、様式5 - 2は不要である。
- 2 事業名は、国庫補助事業等名を別記様式第1号の記載要領に準じ記載すること。
- 3 「今回変更事項」欄は、変更事項を交付決定額、経費の配分、内容又は完了予定期日の変更を、それぞれ「額」、「配分」、「内容」又は「期日」と記載すること。

様式 5 - 2

年度補助金交付決定変更額表

補助事業者名  
(単位：千円)

| 番号 | 事業名 |  | 交付<br>決定額 | 変更<br>増 減額 | 改交付<br>決定額 | 摘要 |
|----|-----|--|-----------|------------|------------|----|
|    | 合計  |  |           |            |            |    |

## 様式5 - 3

## 年度補助事業計画書（交付決定の変更）

|                    |  | (単位：千円)                   | 番号 |
|--------------------|--|---------------------------|----|
| 補助事業の名称 / 目的及び内容   |  | 補助金の算出方法                  |    |
| 事業名                |  | 総事業費<br>(C)               |    |
| 箇所名                |  | 控除額<br>(D)                |    |
| 工事施工数量<br>及び業務内容等  |  | 補助基本額<br>(E) = (C) - (D)  |    |
|                    |  | 県事務費<br>(F)               |    |
| 物件移転戸数等            |  | 補助金額<br>(G) = (E) - (F)   |    |
|                    |  | 事務費の算出方法                  |    |
| 事業完了予定期日           |  | 事務費<br>(B)                |    |
| 経費の配分              |  | 県事務費<br>(F)               |    |
| 本工事費               |  | 組合等事務費<br>(H) = (B) - (F) |    |
| 附帯工事費              |  | 組合等事務費限度額<br>(I)          |    |
| 測量及び試験費            |  | 摘要                        |    |
| 補償費                |  |                           |    |
| 機械器具費              |  |                           |    |
| 営繕費                |  |                           |    |
| 換地諸費               |  |                           |    |
| 工事費計<br>(A)        |  |                           |    |
| 事務費<br>(B)         |  |                           |    |
| 補助事業費<br>(A) + (B) |  |                           |    |

(備考) 1 記載方法は、赤黒対照（変更前赤）とすること。計上したものを全部止めるときは赤書とし、新規の場合は上段に赤線とする。

2 以上のほか、記載要領は別記様式第2号の例による。

## 様式第6号 補助事業の完了予定日変更報告書

様式6-1

番 号  
年 月 日

山形県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名 印

## 年度山形県土地区画整理補助事業の完了予定日変更報告書

| 番号 | 事業名 | 最終交付決定額    |             | 完了予定日 |     | 繰越<br>補助金額<br>(円) |
|----|-----|------------|-------------|-------|-----|-------------------|
|    |     | 年月日<br>番 号 | 補助金額<br>(円) | 変更前   | 変更後 |                   |
|    | 合計  |            |             |       |     |                   |

変更の理由となった事項

- (備考) 1 完了予定日の変更が補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更に伴う場合は、補助金の交付決定の変更の申請に含めて行うものとする。
- 2 本様式に様式6-2を合わせたものが報告書である。ただし、予算の繰越を伴わない場合は、本様式のみである。
- 3 事業名は、国庫補助事業等名を別記様式第1号の記載要領に準じ記載すること。

様式6-2

繰越調書

| 番号     | 事業名     |      |       | 箇所名    |            |     |    |
|--------|---------|------|-------|--------|------------|-----|----|
| (単位：円) |         |      |       |        |            |     |    |
| 費目     | 区分      | 最終交付 | 精算見込額 | 年度内支出額 | 進捗率        | 繰越額 | 摘要 |
|        |         | 決定額  | A     | B      | (%)<br>B/A |     |    |
| 補助事業費  |         |      |       |        |            |     |    |
|        | 工事費     |      |       |        |            |     |    |
|        | 本工事費    |      |       |        |            |     |    |
|        | 附帯工事費   |      |       |        |            |     |    |
|        | 測量及び試験費 |      |       |        |            |     |    |
|        | 補償費     |      |       |        |            |     |    |
|        | 機械器具費   |      |       |        |            |     |    |
|        | 管繕費     |      |       |        |            |     |    |
|        | 換地諸費    |      |       |        |            |     |    |
|        | 組合等事務費  |      |       |        |            |     |    |

- (備考) 1 別途費がある場合は、補助事業費との合計額を上段( )書に記載すること。  
 2 「進捗率」欄は別途費がある場合でも、補助事業費のもののみ記載すること。

別記様式第6号の次に次の4様式を加える。







- (備考) 1 本表は費目ごとに作成し、契約ごとに別行とすること。
- 2 「施工内容及び数量等」欄は、工事の施工内容及び数量、委託の業務内容及び数量、補償の種類及び内容（移転補償対象物件、移転工法等）等を記載すること。
- 3 「契約年月日」欄は、工事等を契約した年月日を記載すること。未契約のものについては、契約予定年月日を（ ）書で記載すること。
- 4 別途費がある場合は、補助事業費との合計額を上段（ ）書で記載すること。
- 5 「完了期日」欄は、工事等が完了した年月日を記載すること。未完了のものについては、完了予定年月日を（ ）書で記載すること。
- 6 「摘要」欄には、未契約のものについてはその理由や状況を、翌年度へ繰越する予定があるものについてはその理由を記載すること。
- 7 用紙はA4を横に横書きとする。





- (備考) 1 本様式に様式9 - 2から様式9 - 4までを合わせたものが完了実績報告書である。ただし、様式9 - 2、様式9 - 3及び様式9 - 4は、それぞれの記載要領を参照し、記載するものがない場合は不要である。
- 2 本表の各欄で別記様式第2号と同じものの記載は、同表の記載要領に準ずること。
- 3 「補助事業経緯調」欄中の空欄には、当該事業に関する着手（工事等の契約の締結）から完了に至るまでの経緯（工事請負契約変更、工事完成、完成検査、工事請負費支払等）が明らかになる事項を年月日順に記載すること。また、工事請負費等支払年月日の後に、工事請負費等支払額に対し補助金を概算払により受入済のものは「受入済」、それ以外のものは「精算払」と、それぞれ（ ）書で記載すること。
- 4 「支出済額調」欄の左欄には、「事業費の区分及び内容」（平成13年6月27日国都総第2000号国土交通省都市・地域整備局長通知、都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請要領別表第2）の細目を記載し、右欄にそれぞれの金額を記載すること。
- 5 「補助事業経緯調」欄等で欄が不足するときは、適宜様式の別様に記載し添付しても差し支えない。
- 6 用紙はA4を横に横書きとする。

様式9 - 2

発生物件精算調書

| 番号 | 事業名 | 箇所名 |
|----|-----|-----|
|----|-----|-----|

(単位：円)

| 品名 | 形状寸法 | 数量 | 売却又は評価額 |    | 処分費用 | 精算額 | 摘要 |
|----|------|----|---------|----|------|-----|----|
|    |      |    | 単価      | 金額 |      |     |    |
|    |      |    |         |    |      |     |    |
|    |      |    |         |    |      |     |    |
|    |      |    |         |    |      |     |    |

- (備考) 1 発生物件の取扱いについては、「都市・地域整備局所管国庫補助事業等における発生物件の取扱いについて」(昭和35年1月7日建設省計発第7号建設省計画局長通知)に準ずるものとする。  
 2 発生物件のうち、当該年度事業で再生使用したものについての記載は不要である。  
 3 発生物件を繰り越すときは、本表を準用し、本年度発生(過年度から繰越)本年度使用、後年度へ繰越の3段書きとしておくこと。  
 4 発生物件の価額(精算額)は補助基本額から控除し処理するものとする。

様式9 - 3

材料精算調書

| 番号 | 事業名 | 箇所名 |
|----|-----|-----|
|----|-----|-----|

(単位：円)

| 取得<br>(使用開始)<br>年度 | 番号 | 品名及び<br>形状寸法 | 取得<br>単価 | 取得<br>(継続使<br>用)分 | 使用分 | 残存分 | 継続<br>使用分 | 精算<br>納付分 | 摘要 |
|--------------------|----|--------------|----------|-------------------|-----|-----|-----------|-----------|----|
|                    |    |              |          |                   |     |     |           |           |    |
|                    |    |              |          |                   |     |     |           |           |    |
|                    |    |              |          |                   |     |     |           |           |    |
|                    |    |              |          |                   |     |     |           |           |    |
|                    |    |              |          |                   |     |     |           |           |    |

- (備考) 1 残存物件の取扱いについては、「都市・地域整備局所管国庫補助事業等における残存物件の取扱いについて」(昭和35年5月1日建設省計発第131号建設省計画局長通知)に準ずるものとする。  
 2 本表は、請負施行で組合等が支給した材料について、残存の有無にかかわらず記載すること。  
 3 用紙はA4を横に横書きとする。

様式9-4

備品精算調書

| 番号     |    | 事業名  |      |    |    | 箇所名  |      |     |      |       |       |    |
|--------|----|------|------|----|----|------|------|-----|------|-------|-------|----|
| (単位:円) |    |      |      |    |    |      |      |     |      |       |       |    |
| 取得年度   | 番号 | 品名規格 | 取得価額 |    |    | 耐用年数 | 使用期間 | 残存率 | 残存価額 | 継続使用分 | 精算納付分 | 摘要 |
|        |    |      | 数量   | 単価 | 金額 |      |      |     |      |       |       |    |
|        |    |      |      |    |    |      |      |     |      |       |       |    |
|        |    |      |      |    |    |      |      |     |      |       |       |    |
|        |    |      |      |    |    |      |      |     |      |       |       |    |

- (備考) 1 残存物件の取扱いについては、「都市・地域整備局所管国庫補助事業等における残存物件の取扱いについて」(昭和35年5月1日建設省計発第131号建設省計画局長通知)に準ずるものとする。
- 2 本表に記載すべき備品は、機械、器具、仮設物その他の物品で、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え、かつ、耐用年数1年以上のものうち、取得価額50万円以上のもので、残存価額10万円以上のものとする。ただし、精算納付するものは、金額のいかんにかかわらず、すべての備品を記載すること。
- 3 本表は、備品一品目ごとに別行とすること。
- 4 価額は、取得時価額(一括購入の場合は、割掛額)とするが、再評価したものは再評価額を記載し、取得時価額を( )で上書き、「摘要」欄に再評価年月日を記載すること。
- 5 使用期間及び残存率の計算は、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」(昭和34年3月12日建設省会発第74号建設事務次官通知)別表第1及び第2によること。
- 6 事務費で購入した備品は、「箇所名」欄に「事務費」と記載すること。
- 7 用紙はA4を横に横書きとする。

様式第10号 補助金概算払請求書

様式10-1

番 号  
年 月 日

山形県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名 印

年度山形県土地区画整理事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった標記補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう、山形県土地区画整理事業費補助金交付規程第8条第2項の規定により請求する。

記

金 円

(備考) 本様式に様式10-2及び様式10-3を合わせたものが請求書である。







- (備考) 1 本表の各欄で別記様式第2号と同じものの記載は、同表の記載要領に準ずること。
- 2 「補助事業経緯調」欄中の空欄には、当該事業に関し着手(工事等の契約の締結)から本表作成時に至るまでの経緯(工事請負契約変更、工事完成、完成検査、工事請負費支払等)が明らかになる事項を年月日順に記載すること。また、工事請負費等支払年月日の後に、工事請負費等支払額に対し補助金を概算払により受入済のものは「受入済」、今回概算払請求するものは「今回請求」と、それぞれ( )書で記載すること。
- 3 「支出済額調」欄の左欄には、「事業費の区分及び内容」(平成13年6月27日国都総第2000号国土交通省都市・地域整備局長通知、都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請要領別表第2)の細目を記載し、右欄にそれぞれの金額を記載すること。
- 4 「補助事業経緯調」欄等で欄が不足するときは、適宜様式の別様に記載し添付しても差し支えない。
- 5 用紙はA4を横に横書きとする。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県告示第573号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年6月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 組合の名称  
寒河江市木の下土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
寒河江市西根一丁目2番8号
- 3 設立認可の年月日  
平成16年1月27日
- 4 変更の内容  
事務所の所在地を寒河江市大字西根字木の下16番地の3に変更する
- 5 変更認可の年月日  
平成20年6月10日

## 山形県告示第574号

次の開発行為は、完了した。

平成20年6月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成20年5月26日 指令村総建第5005号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市四ツ家一丁目1357-2、1357-3、1357-4、1357-5、1348-1、1347、1348-6、1346-1、1346-2、1363-1、1364、1366、1367-2、2110-83、2110-85、1347先
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
北村山郡大石田町大字鷹巣字南原48番地27  
有限会社 ササキ不動産

## 海区漁業調整委員会関係

### 告 示

## 山形海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定により、定置漁業の免許内容等について、次のとおり公聴会を開催する。

平成20年6月10日

山形海区漁業調整委員会  
会 長 齋 藤 辰 男

## 1 日時及び場所

| 区 分       | 日 時                      | 場 所                                 |
|-----------|--------------------------|-------------------------------------|
| 鶴岡地区に係るもの | 平成20年6月17日(火)<br>午前10時から | 鶴岡市由良一丁目4番53号<br>山形県漁業協同組合由良総括支所会議室 |
| 温海地区に係るもの | 平成20年6月17日(火)<br>午後2時から  | 鶴岡市鼠ヶ関乙41番6号<br>山形県漁業協同組合念珠関総括支所会議室 |

## 2 案件

## (1) イ 免許の内容たるべき事項

| 漁業種類 | 漁業の名称  | 漁業時期              | 漁場の位置       | 漁場の区域                                                                                                                                             | 制限又は条件                                   |
|------|--------|-------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 定置漁業 | ぶり定置漁業 | 1月1日から<br>8月31日まで | 鶴岡市三瀬<br>地先 | 次のイから八までの各点を順次に結んだ線及びイと八を結んだ線によって囲まれた区域<br>イ 定置基点第2号（鶴岡市三瀬地内立岩の頂点）から312度（真方位とする。以下同じ。）<br>2,170メートルの点<br>ロ イから305度880メートルの点<br>ハ イから335度880メートルの点 | 漁具の上辺が水面下5メートル以上の深さになるように漁具を設置しなければならない。 |

ロ 免許予定日 平成21年1月1日

ハ 申請期間 告示の日から平成20年10月31日まで

ニ 地元地区 鶴岡市由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、三瀬、小波渡及び堅苔沢

ホ 存続期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで

## (2) イ 免許の内容たるべき事項

| 漁業種類 | 漁業の名称  | 漁業時期               | 漁場の位置        | 漁場の区域                                                                                                                                      | 制限又は条件                           |
|------|--------|--------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 定置漁業 | ぶり定置漁業 | 4月1日から<br>12月31日まで | 鶴岡市鼠ケ<br>関地先 | 次のイから二までの各点を順次に結んだ線及びイと二を結んだ線によって囲まれた区域<br>イ 定置基点第1号（鶴岡市鼠ケ関地内弁天島沖の芽）<br>ロ イから180度100メートルの点<br>ハ イから259度1,100メートルの点<br>ニ イから301度1,050メートルの点 | かき網の基点は沖の芽から100メートル以上離さなければならない。 |

ロ 免許予定日 平成21年1月1日

ハ 申請期間 告示の日から平成20年10月31日まで

ニ 地元地区 鶴岡市鼠ケ関、早田、小岩川及び大岩川

ホ 存続期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年6月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県給与等システムに係る仮想マシン化及び擬似Web移行業務 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県政策推進部情報企画課給与システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3270

- 3 落札者を決定した日 平成20年4月9日
- 4 落札者の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 落札金額 49,480,200円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成20年2月29日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成20年10月10日まで縦覧に供する。

平成20年6月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新庄新町ショッピングセンター  
新庄市新町581番地1号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
トステムビバ株式会社 埼玉県上尾市上298番地の1  
代表取締役 豆成 勝博  
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号  
代表取締役 小倉 利之
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
有限会社中央市場 秋田県湯沢市柳町二丁目1番40号  
代表取締役 金沢正隆  
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号  
代表取締役 鶴羽 樹
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年1月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,039平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 104台
  - (2) 駐輪場の収容台数 59台
  - (3) 荷さばき施設の面積 106平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 82立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後8時50分まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後9時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
4か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後8時まで
- 8 届出年月日  
平成20年5月23日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年10月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

山形県営住宅及び山形県すまい情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年6月10日

山形県知事 齋 藤 弘

1 募集する施設の名称及び所在地

別表のとおり

2 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる営業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (10) 共同企業体においては、代表団体が決められていること。
- (11) 重複応募は、単独と共同企業体間、共同企業体同士のいずれにおいてもできないこと。

4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成20年7月8日（火）から同月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成20年7月18日（金）までに到着したものに限り、受け付ける。
- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。  
山形県土木部建築住宅課公営住宅担当  
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話 023 - 630 - 2637

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）山形県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）山形県すまい情報センター条例（平成12年10月県条例第76号）山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成20年6月10日（火）から同年7月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、山形県のホームページの土木部建築住宅課のページからも入手することができる。

(3) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

別表

| 名      | 称          | 所在地                   |
|--------|------------|-----------------------|
| 山形県営住宅 | 県営鈴川第2アパート | 山形市鈴川町三丁目17番及び18番地内   |
|        | 同 五十鈴アパート  | 同 大野目二丁目2番地内          |
|        | 同 飯塚アパート   | 同 飯塚1212地内            |
|        | 同 南山形アパート  | 同 南松原一丁目9番地内          |
|        | 同 馬見ヶ崎アパート | 同 円応寺町21番地内           |
|        | 同 桧町アパート   | 同 桧町四丁目12番地内          |
|        | 同 宮町アパート   | 同 宮町二丁目8番地内           |
|        | 同 深町アパート   | 同 深町一丁目7番地内           |
|        | 同 きたまちアパート | 同 桧町三丁目2番地内           |
|        | 同 あたごアパート  | 同 小白川町五丁目27番地内        |
|        | 同 東山住宅     | 同 大字十文字6106地内         |
|        | 同 十日町アパート  | 同 十日町一丁目7番地内          |
|        | 同 通町アパート   | 米沢市通町三丁目7番地内          |
|        | 同 太田町アパート  | 同 太田町五丁目1番地内          |
|        | 同 春日アパート   | 同 春日五丁目2番地内           |
|        | 同 中田第1アパート | 同 中田町658地内            |
|        | 同 中田第2アパート | 同 901地内               |
|        | 同 玉の木アパート  | 同 通町八丁目2番地内           |
|        | 同 成島アパート   | 同 成島町三丁目2番地内          |
|        | 同 米沢中央アパート | 同 中央七丁目5番地内           |
|        | 同 相生アパート   | 同 相生町7番地内             |
|        | 同 大西町アパート  | 鶴岡市大西町21地内            |
|        | 同 美原アパート   | 同 美原町18及び19地内         |
|        | 同 東部アパート   | 同 朝暘町6地内              |
|        | 同 稲生住宅     | 同 稲生二丁目15番地内          |
|        | 同 茅原アパート   | 同 茅原字草見鶴16地内          |
|        | 同 城南アパート   | 同 城南町9地内              |
|        | 同 末広アパート   | 同 末広町23地内             |
|        | 同 川南アパート   | 酒田市若宮町二丁目1番地内         |
|        | 同 こがねアパート  | 同 こがね町一丁目21番地内        |
|        | 同 東泉アパート   | 同 東泉町四丁目15番地内         |
|        | 同 鳥海アパート   | 同 富士見町三丁目2番地内         |
|        | 同 新橋アパート   | 同 新橋五丁目5番地内           |
|        | 同 北新町アパート  | 同 北新町一丁目1番地内          |
|        | 同 三吉町アパート  | 新庄市金沢1601及び1612地内     |
|        | 同 金沢住宅     | 同 上金沢2地内              |
|        | 同 若葉東アパート  | 同 金沢1281、1494及び1496地内 |
|        | 同 南寒河江アパート | 寒河江市大字高屋字西浦100地内      |
|        | 同 塩水アパート   | 同 大字寒河江字塩水46地内        |
|        | 同 土屋倉アパート  | 上山市美咲町二丁目3番地内         |
|        | 同 金生アパート   | 同 金生一丁目13番地内          |
|        | 同 鷺ヶ袋アパート  | 同 旭町二丁目7番地内           |
|        | 同 長清水アパート  | 同 長清水一丁目10番地内         |
|        | 同 楯岡アパート   | 村山市楯岡笛田四丁目6番地内        |
|        | 同 楯岡中町アパート | 同 楯岡中町5番地内            |
|        | 同 小出アパート   | 長井市台町3地内              |

|              |                          |
|--------------|--------------------------|
| 同 成田アパート     | 同 成田3102地内               |
| 同 屋城町アパート    | 同 屋城町4地内                 |
| 同 日光アパート     | 天童市北久野本四丁目14番及び17番地内     |
| 同 長岡アパート     | 同 中里一丁目2番地内              |
| 同 交り江アパート    | 同 交り江五丁目10番地内            |
| 同 天童駅西アパート   | 同 駅西二丁目2番地内              |
| 同 天童駅南アパート   | 同 田鶴町四丁目18番地内            |
| 同 天童南部アパート   | 同 南町三丁目18番地内             |
| 同 東根中央アパート   | 東根市中央四丁目3番地内             |
| 同 尾花沢アパート    | 尾花沢市新町一丁目9番地内            |
| 同 関口アパート     | 南陽市宮内352地内               |
| 同 桜木アパート     | 同 三間通1229地内              |
| 同 芦沢アパート     | 東村山郡山辺町大字山辺字芦沢2084地内     |
| 同 近江アパート     | 同 近江1番地内                 |
| 同 中原アパート     | 同 中山町大字長崎881地内           |
| 同 長崎アパート     | 同 8035地内                 |
| 同 谷地アパート     | 西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4番地内      |
| 同 左沢アパート     | 同 大江町大字藤田字藤田原264地内       |
| 同 大石田アパート    | 北村山郡大石田町大石田甲623地内        |
| 同 あげぼのアパート   | 同 丁277地内                 |
| 同 糠野目アパート    | 東置賜郡高畠町大字福沢525地内         |
| 同 糠野目第2アパート  | 同 福沢南21地内                |
| 同 大町アパート     | 同 大字高畠町町裏地内              |
| 同 館之北アパート    | 同 川西町大字中小松3017地内         |
| 同 小国アパート     | 西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3番地内      |
| 同 白鷹アパート     | 同 白鷹町大字荒砥乙1482地内         |
| 同 宝前町住宅      | 同 大字十王5502地内             |
| 同 あらとアパート    | 同 大字荒砥乙725地内             |
| 同 飯豊アパート     | 同 飯豊町大字萩生3893地内          |
| 同 狩川アパート     | 東田川郡庄内町狩川字山居22地内         |
| 同 余目アパート     | 同 余目字大塚93地内              |
| 同 遊佐アパート     | 飽海郡遊佐町遊佐字田子10地内          |
| 山形県すまい情報センター | 山形市城南町一丁目1番地内 霞城セントラル22階 |

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年6月10日

山形県知事 齋 藤 弘



1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                         | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                   |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                    |
|----------------|-----------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|
|                |                             | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |
| 県営小国アパート<br>1号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫3-<br>3-9    | 3DK  | 58.0                          | 3    | 一般用 | 13,000<br>円             | 15,700<br>円                       | 18,600<br>円                        | 21,500<br>円                        | 24,800<br>円 | 28,500<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同<br>2号        | 同<br>3-8                    | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 13,900                  | 16,900                            | 20,000                             | 23,100                             | 26,700      | 30,600      |                                    |
| 同<br>白鷹アパート    | 同<br>白鷹町<br>大字荒砥乙1482<br>-1 | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 13,000                  | 15,700                            | 18,600                             | 21,500                             | 24,800      | 28,500      |                                    |
| 同<br>飯豊アパート    | 同<br>飯豊町<br>大字萩生3893-<br>3  | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 15,100                  | 18,300                            | 21,600                             | 25,000                             | 28,800      | 33,100      |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成20年6月16日から同月20日まで（ただし、郵送の場合は、平成20年6月20日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成20年8月上旬

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年6月10日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館  
(2) 所在地 東置賜郡高畠町大字安久津2117番地

2 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。  
(2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。  
(3) 県税その他の租税の滞納がないこと。  
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。  
(5) 県内に主たる事業所を有すること。  
(6) 法人等の代表者(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。  
(7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。  
(8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成20年6月10日(火)から同年7月11日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。  
(2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。  
山形県教育庁文化遺産課文化財保護担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023-630-2880

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例(平成5年3月県条例第27号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。  
(2) 募集要項の配布期間は、平成20年6月10日(火)から同月27日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの教育庁文化遺産課のページからも入手することができる。  
(3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年6月10日

山形県知事 齋藤 弘  
山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県生涯学習センター  
山形県男女共同参画センター

- (2) 所在地 山形市緑町一丁目2番36号
- 2 指定の期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 県内に主たる事務所を有すること。
- (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成20年6月10日（火）から同年7月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。  
山形県教育庁教育やまがた振興課生涯学習担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023-630-3344
- 5 募集要項等
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号）山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成20年6月10日（火）から同月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの教育庁教育やまがた振興課のページからも入手することができる。
- (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子署名生成装置の賃貸借及び保守サービスについて、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成20年6月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部 101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成20年7月23日（水）午後2時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品及び役務の名称並びに数量 電子署名生成装置の賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする物品及び役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3か月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと及び同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者でないこと。
- (2) 平成20年度山形県の物品及び特定役務に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成20年1月29日付け山形県公報第1912号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高揃1300番 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加確認申請書、納入仕様書その他必要な書類(以下「納入仕様書等」という。)を平成20年6月27日(金)午後4時まで山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) (1)により提出された納入仕様書等については、調達をする物品及び役務の仕様に適合しているかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該納入仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured : Lease and maintenance service of Check Code Creator for IC Drivers Card License. : 1 set
- (2) Time-limit for tender : 2:00P.M. July 23, 2008
- (3) Contact point for the notice : Driver's License Section, Traffic Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 1300 oaza Takadama Tendo City, Yamagata Prefecture, 994-0068 Japan. Tel.023(655)2150

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、免許台帳ファイリングシステム機器（制御装置、照会端末等機器及びソフトウェアを含む。）の賃貸借及び保守サービスについて、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年6月10日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部 101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成20年7月4日（金）午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び役務の名称並びに数量 免許台帳ファイリングシステム機器（制御装置、照会端末等機器及びソフトウェアを含む。）の賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする物品及び役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3か月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと及び同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者でないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高楯1300番 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加確認申請書、納入仕様書その他必要な書類（以下「納入仕様書等」という。）を平成20年6月24日（火）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) (1)により提出された納入仕様書等については、調達をする物品及び役務の仕様に適合しているかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該納入仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約

解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ICカード免許証記載内容確認装置（据置型及び簡易型）の賃貸及び保守サービスについて、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年6月10日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部 101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成20年7月14日（月）午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び役務の名称並びに数量 ICカード免許証記載内容確認装置（据置型及び簡易型）の賃貸及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする物品及び役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3か月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと及び同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者でないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高楯1300番 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加確認申請書、納入仕様書その他必要な書類（以下「納入仕様書等」という。）を平成20年6月23日（月）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) (1)により提出された納入仕様書等については、調達をする物品及び役務の仕様に適合しているかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。